

子 発 0308 第 4 号
令和 3 年 3 月 8 日

[一部改正] 子 発 0218 第 4 号 令和 4 年 2 月 18 日
こ 支 家 第 277 号 令和 6 年 4 月 25 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童養護施設等における自立支援体制の強化について

児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援を強化するため、別紙のとおり、自立支援担当職員加算実施要綱を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

(別紙)

自立支援担当職員加算実施要綱

1. 目的

児童養護施設等において、施設等退所前・里親等委託解除前の進学・就職等の自立支援及び退所後・委託解除後のアフターケアを担う職員（以下「自立支援担当職員」という。）を配置し、施設等入所児童等・里親等委託児童等の退所前後・委託解除前後の自立に向けた支援の充実に図る。

2. 対象施設等

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 4 の 2 第 1 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型において実施する場合に限る。以下同じ。）、母子生活支援施設及び里親支援センターとする。

3. 資格要件

自立支援担当職員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に 5 年以上従事した者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4. 業務内容

- （1）自立支援計画策定への助言及び進行管理
- （2）児童等の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
- （3）個別対応が必要な児童等に対する生活支援、再進学又は就労支援等
- （4）施設等退所前・里親等委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- （5）施設等退所者・里親等委託解除者に対する継続的な状況把握及び相談支援等
- （6）その他児童等の自立支援に資する業務

5. 加算要件

自立支援担当職員は、その取組に応じて、自立支援担当職員加算（Ⅰ）又は自立支援担当職員加算（Ⅱ）のいずれかを加算する。

なお、アフターケア対象者（母子生活支援施設については世帯。以下同じ。）の数及び支援回数については、年間の見込みで加算することとし、直近の連続する 2 年間で実績が申請した加算要件を下回る場合には、次年度において当加算要件に基づく加算は受けられないものであること。

（1）自立支援担当職員加算（Ⅰ）

アフターケア対象者 20 人以上かつ支援回数 240 回以上

（対象者 1 人につき月 1 回以上を想定）

（2）自立支援担当職員加算（Ⅱ）

アフターケア対象者 10 人以上かつ支援回数 120 回以上

(対象者 1 人につき月 1 回以上を想定)

ただし、創設して間もない施設等又は小規模な施設等であって、アフターケア対象者が 20 人に満たない場合は、アフターケア対象者全員に対し月 1 回以上支援を行った場合は自立支援担当職員加算（Ⅰ）、アフターケア対象者の半数以上に対し月 1 回以上支援を行った場合は自立支援担当職員加算（Ⅱ）、アフターケア対象者がいないが、退所前からの支援に取り組む場合は、自立支援担当職員加算（Ⅱ）をそれぞれ加算できることとする。

また、支援回数は、次の支援を行った場合を対象とする。

ア．アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援等を行った場合

イ．アフターケア対象者が施設等を来所し、相談支援等を行った場合

ウ．アフターケア対象者等に対して電話やメール等により相談支援等を行った場合

6. 施設等の指定等

自立支援担当職員を配置する施設等は、都道府県知事、指定都市、中核市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。また、自立支援担当職員の活動状況については、別紙様式により、翌年度 4 月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 1 か所の施設等について自立支援担当職員の加算は 1 人分とすること。
- (2) 自立支援担当職員は当該業務を行う専任の職員とし、施設等の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。ただし、児童自立生活援助事業所において、5. 加算要件 (1) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）の要件を満たす場合にはこの限りでない。
- (3) 児童等の自立支援に当たっては、学校、職場及び児童相談所その他関係機関と密に連携し、入所時から退所後まで切れ目のない支援を行うこと。
- (4) 職業指導員加算を算定している場合は、本加算は算定できない。
- (5) 2. 対象施設の児童養護施設とは、本体施設のほか、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成 17 年 3 月 30 日雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める分園型小規模グループケア及び「地域児童養護施設の設置運営について」（平成 12 年 5 月 1 日児発第 489 号厚生省児童家庭局長通知）に定める地域小規模児童養護施設とし、母子生活支援施設とは、本体施設のほか、「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」に定める小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設とする。
- (6) 5. 加算要件を満たしている場合には、施設等退所前の自立支援及び退所後のアフターケアだけでなく、必要に応じて、地域の要支援家庭を訪問等して支援を行うことも可能とする。

7. 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長

官通知) によるものとする。

別紙様式

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部（局）長

(元号) 年度における自立支援担当職員の活動状況について

標記について、令和3年3月8日子発 0308 第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」の6に基づき、下記のとおり報告する。

番号	施設種別 (注1)	施設名	適用加算 (注2)	アフターケア対 象者数(注3)	支援回数 (注4)

- (注1) 施設等種別欄には、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、里親支援センターのいずれかから選択して記載すること。
- (注2) 適用加算欄には、認定を受けた加算に応じて、「加算（Ⅰ）」又は「加算（Ⅱ）」のいずれかを記載すること。
- (注3) アフターケア対象者数欄には、年間支援を行ったアフターケア対象者数を記載すること。ただし、創設して間もない施設等又は小規模な施設等であって、アフターケア対象者が20人に満たない場合は、〇人（アフターケア対象者数）/〇人（アフターケア総対象者数）と記載すること。
- (注4) 支援回数欄には、年間延べ支援回数を記載すること。